Aoyama Zaisan Networks

株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company,Limited

2025年度税制改正 ＋近年の税制改正等

※2024年12月20日公表の与党税制改正大綱をもとに作成しております。実際の改正は、今後の国会審議により大綱とは異なる内容となる可能性があります。(2025年1月末時点)

2025年度税制改正大綱　背景と基本的考え方

賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行

背　景

2024年10月の衆議院選の結果、少数与党となった自公政権は、単独では法案を成立させることができません。与党税制改正大綱の公表以降においても、与野党間の政策協議が継続しています。この協議において議論となっている所得税の基礎控除の額は、30年続いたデフレ環境下では顕在化しなかった問題であり、国民の関心が集まっています。

そのような状況下で公表された与党税制改正大綱では、日本経済の成長の歩みを確実に進め、若者や現役世代にも光を当てつつ「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本とし、下記の3点を踏まえ、税制のあり方を不断に見直すことが求められている、としています。

1. **持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。（設備投資の促進等）**
2. **若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。（所得向上、社会インフラの整備等）**
3. **わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。**

基本的考え方

長きにわたるデフレからの脱却が見えてきているという現状認識のもと、賃金と物価の好循環を安定的に実現していくために、**企業収益や個人所得を向上させ、消費を拡大**していくことが重要とされています。

また、わが国は、少子高齢化や人口減少が深刻な状況です。働きたい人が働きやすい環境をつくり、**年齢や働き方に中立で、負担能力等を踏まえた公平な税制の構築**が求められています。

こうした認識の下、**「賃上げと投資が牽引する成長型経済」**への移行に対応し、更に発展させていくための税制改正が最重点事項とされました。

物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等が見直されます。

また、**「資産運用立国」の実現**に向け、NISAの利便性向上等がなされます。

地方創生や活力ある地域経済の実現に向けて、成長意欲の高い中小企業の設備投資に対し、税制上の措置が講じられます。

経済社会の様々な構造変化に対応し、適正・公平な課税の実現を図る観点から、iDeCoの拠出限度額の引上げ等やグローバル・ミニマム課税の法制化が進められます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

2025年度税制改正大綱　基本的考え方と主な項目

基本的考え方	主な項目
成長型経済への移行	• 所得税の基礎控除等の額の引上げ • エンジェル税制の拡充 • NISAの利便性向上等
地方創生や 活力ある地域経済の実現	• 中小企業経営強化税制の拡充・延長 • 中小企業投資促進税制の延長 • 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し・延長 • 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し
経済社会の構造変化を 踏まえた税制の見直し	• 確定拠出年金制度等の見直し • 子育て支援に関する政策税制 • グローバル・ミニマム課税への対応 • 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置	• 防衛特別法人税(仮称)の創設 • たばこ税の見直し

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

税制改正　適用スケジュール

2024年1月1日 ／ 2025年1月1日 ／ 2026年1月1日 ／ 2027年1月1日 ／ 2028年1月1日

相続税贈与税の改正

項目	適用	2025改正	頁
1. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し	2025年1月1日～2027年12月31日	2025改正	P.5
2. 暦年課税・相続時精算課税制度の見直し	2024年1月1日～		P.6

所得税の改正

項目	適用	2025改正	頁
1. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	2025年1月1日～		P.8
2. 基礎控除の見直し	2025年分以後	2025改正	P.9
3. 給与所得控除の見直し	2025年分以後	2025改正	P.9
4. 特定親族特別控除(仮称)の創設	2025年分以後	2025改正	P.10
5. NISA制度の利便性向上等	適用時期未定	2025改正	P.11
6. 確定拠出年金制度等の見直し	適用時期未定	2025改正	P.12
7. 退職所得控除の見直し	2026年1月1日～	2025改正	P.12

法人税の改正

項目	適用	2025改正	頁
1. 防衛特別法人税(仮称)の創設	2026年4月1日以後に開始する事業年度	2025改正	P.13
2. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	2025年4月1日～2027年3月31日までの間に開始する事業年度	2025改正	P.13
3. 中小企業経営強化税制の拡充・延長	～2027年3月31日	2025改正	P.14
4. 外形標準課税の見直し(減資への対応)	2025年4月1日以後に開始する事業年度		P.15
5. 外形標準課税の見直し(100%子法人等への対応)	2026年4月1日以後に開始する事業年度		P.15

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

相続税率　税率構造

相続税の税率

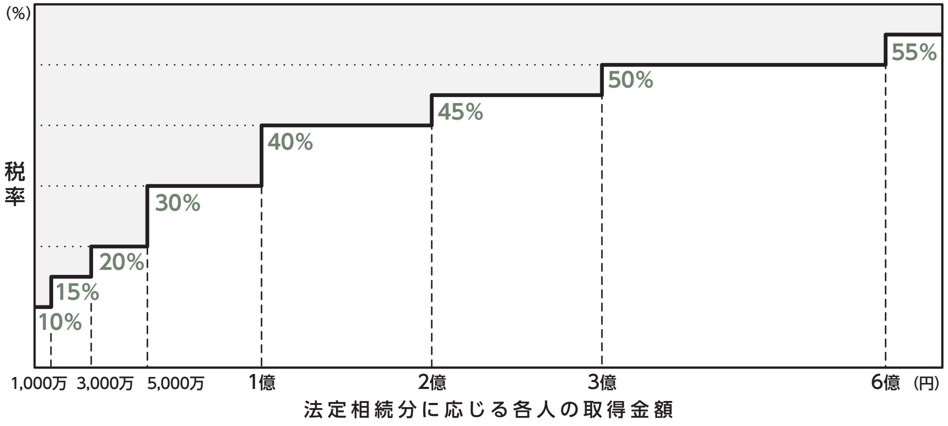

基礎控除額

3,000万円　＋　600万円　×　法定相続人数

〈参考〉最高税率・基礎控除額の推移

区　分	最高税率	基礎控除額
1988年12月改正前	5億円超　75%	2,000万円＋　400万円 ×法定相続人数
1988年12月改正	5億円超　70%	4,000万円＋　800万円 ×法定相続人数
1992年度改正	10億円超　70%	4,800万円＋　950万円 ×法定相続人数
1994年度改正	20億円超　70%	5,000万円＋ 1,000万円 ×法定相続人数
2003年度改正	3億円超　50%	5,000万円＋ 1,000万円 ×法定相続人数
2013年度改正	6億円超　55%	3,000万円＋　600万円 ×法定相続人数

(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務)より作成

〈相続税の総額の計算〉

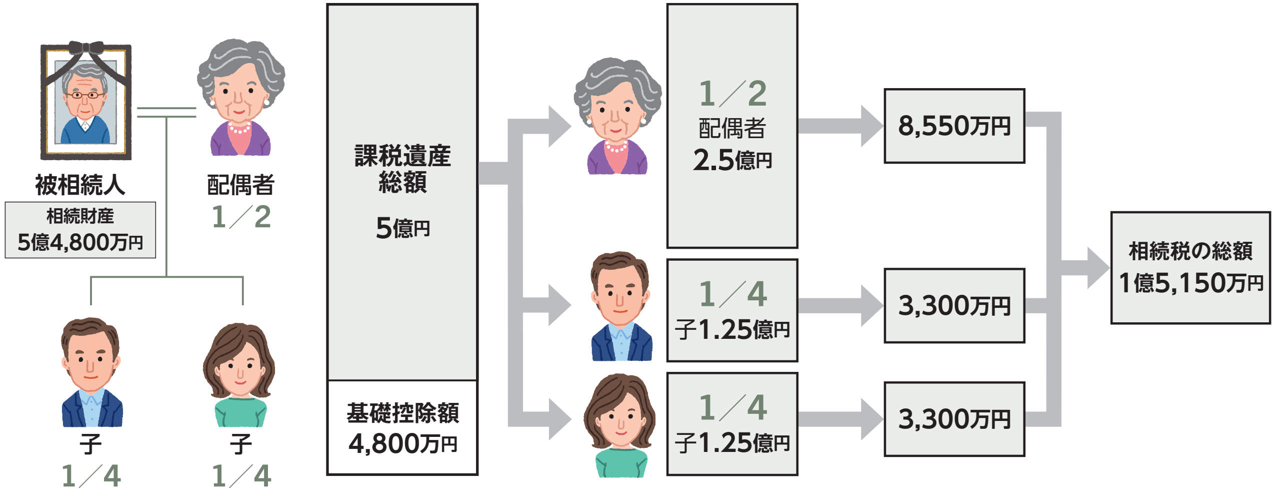

相続税の速算表

法定相続分に応じる各人の取得金額		税　率	控除額
	1,000万円以下	10%	－
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億 円以下	30%	700万円
1億 円超	2億 円以下	40%	1,700万円
2億 円超	3億 円以下	45%	2,700万円
3億 円超	6億 円以下	50%	4,200万円
6億 円超		55%	7,200万円

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

贈与税率　税率構造(暦年課税)

「18歳以上の子や孫等(直系卑属)」への贈与については、一般の贈与に比べ、税率が優遇されています。

贈与税(暦年課税)の税率

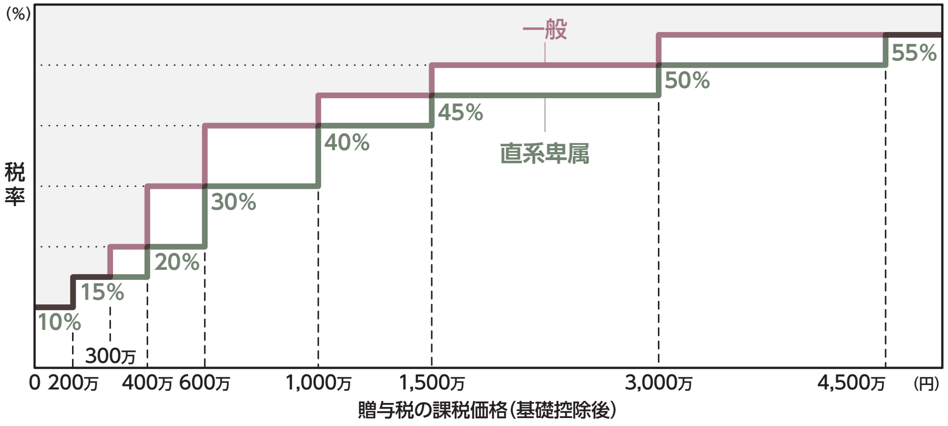

(出典)「相続税の改正に関する資料」(財務省)より作成

直系卑属への贈与と一般の贈与の税額比較(計算例)

贈与財産の価額	贈与税額(実効税率) 受贈者が18歳以上の子・孫等の場合	贈与税額(実効税率) 受贈者が左記以外の場合
300万円	19万円 (6.3%)	19万円 (6.3%)
500万円	49万円 (9.8%)	53万円 (10.6%)
700万円	88万円 (12.6%)	112万円 (16.0%)
1,000万円	177万円 (17.7%)	231万円 (23.1%)
1,500万円	366万円 (24.4%)	451万円 (30.1%)
2,000万円	586万円 (29.3%)	695万円 (34.8%)
3,000万円	1,036万円 (34.5%)	1,195万円 (39.8%)
5,000万円	2,050万円 (41.0%)	2,290万円 (45.8%)
1億 円	4,800万円 (48.0%)	5,040万円 (50.4%)

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し

法人版事業承継税制(特例措置)とは？

円滑な事業承継を支援するために設けられた制度です。一定の要件を満たした場合には、**非上場株式等に係る贈与税や相続税が猶予・免除**されます。

2018年1月1日から2027年12月31日までの間(10年間)に贈与・相続等により取得する非上場株式等に係る贈与税又は相続税について適用されます。

2025改正

後継者の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置における適用要件のうち、役員就任要件の見直しが行われます。

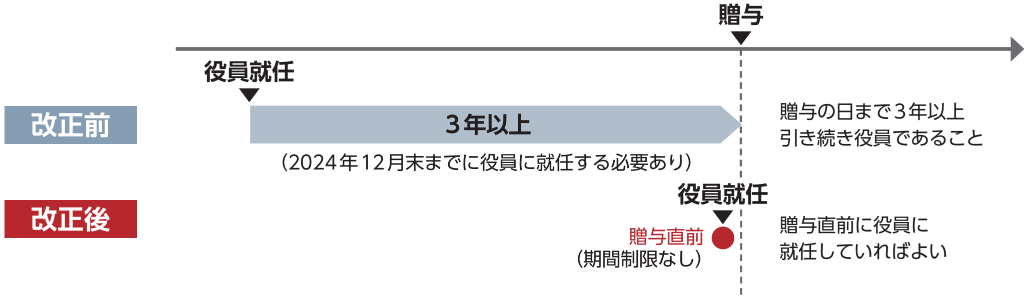

適用時期	2025年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

暦年課税・相続時精算課税制度の見直し

2023年度の税制改正において、暦年課税・相続時精算課税制度について下記の改正が行われています。

(1)暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

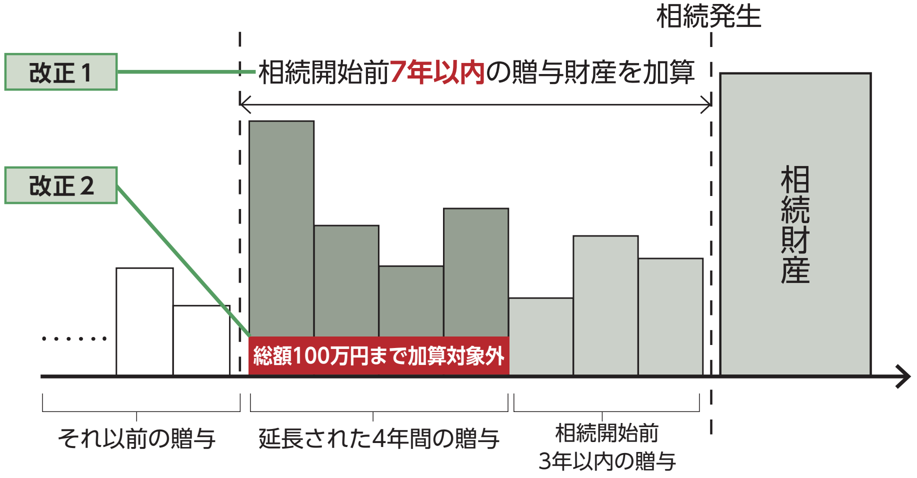

改正1	加算対象期間の延長	改正前 3年 → 改正後 7年 ※2024年1月1日以後贈与により取得した財産について適用されます。(実際に7年になるのは 2031年の相続開始からです。)
改正2	延長された4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しません。	

(2)相続時精算課税制度の見直し

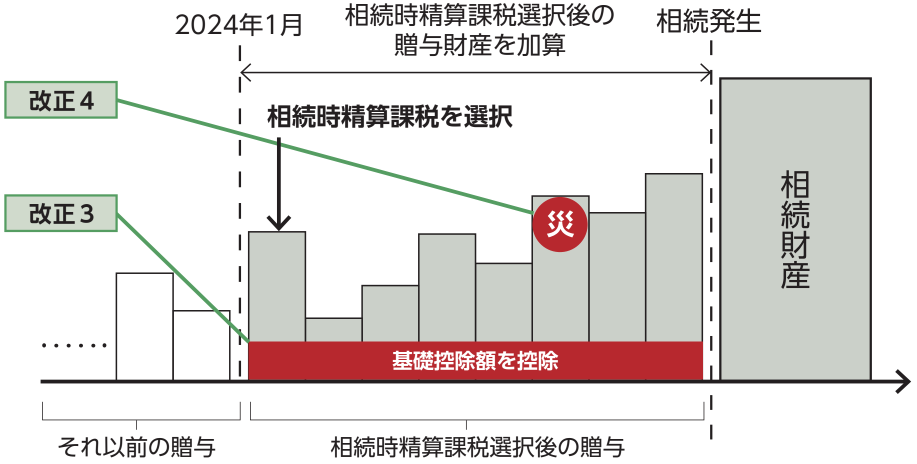

改正3	暦年課税の基礎控除とは別に、**毎年110万円の基礎控除**が適用されます。
	〈贈与時の計算式〉 贈与税額 ＝ (贈与財産 − 110万円(※)(毎年)[基礎控除額] − 2,500万円(累積限度額)[特別控除額]) × 20%(一律) (※)複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与価額に応じ按分します。
	〈相続時の加算額〉 各年ごとに基礎控除額110万円を控除した残額を、相続財産に加算します。
改正4	土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算します。

(出典)「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(国税庁)より作成

適用時期	改正1～3:**2024年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税**について適用されます。 改正4:**2024年1月1日以後に生ずる災害により被害**を受けた場合について適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

所得税率　税率構造

個人の実効税率

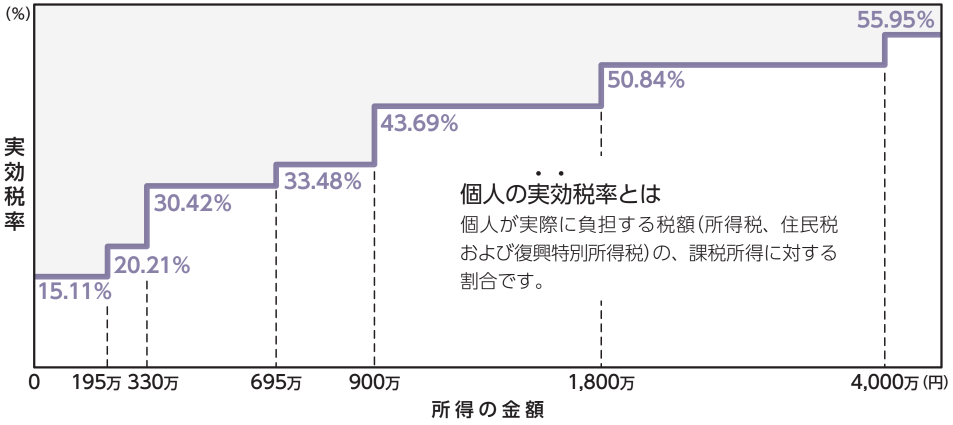

COLUMN

【子育て支援に関する政策税制】

子育て世帯等を対象とした下記の支援税制について１年間の時限的な措置が講じられます。

❶ **住宅ローン控除(2025年分の所得税)**
借入限度額の上乗せ措置が延長されます。

❷ **住宅リフォーム税制(2025年分の所得税)**
一定の子育て対応改修工事が対象となる措置が延長されます。

❸ **生命保険料控除(2026年分の所得税)**
新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。(合計適用限度額は12万円で変わらず)

〈 中小法人と個人の比較 〉

中小法人と個人の税率構造(2025年)

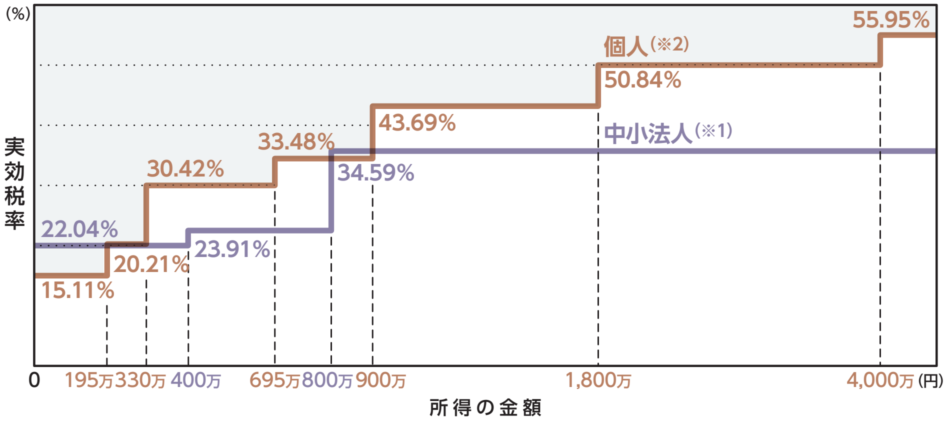

(※1) 中小法人の実効税率は、以下の①から③を前提としています。
①地方税の税率は、超過税率(東京都)としています。
②資本金が１億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下としています。
③外形標準課税対象外法人としています。
(※2) 個人の実効税率は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた税率です。
個人事業税の課税対象となる所得があり、当該所得金額が290万円を超える場合は、290万円を超える部分に事業種目に応じて3%から5%の課税が別途されます。

中小法人と個人の負担税額

課税所得金額	負担税額(※3)	
	中小法人	個　人(※4)
200万円	45万円	30万円
400万円	90万円	78万円
600万円	139万円	139万円
800万円	189万円	203万円
1,000万円	263万円	280万円
5,000万円	1,735万円	2,308万円

(※3) 実際の負担税額は、各種控除の利用状況などにより変動します。
(※4) 個人の負担税額は、所得税、住民税および復興特別所得税をあわせた金額です。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について所得税負担の適正化のための措置が設けられました(いわゆるミニマムタックス)。

(1)概 要

基準所得金額から**3.3億円**を控除した金額に**22.5%**の税率を乗じた金額が基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されることになります。

❶ (基準所得金額－3.3億円)×22.5%	❷ 基準所得税額(その年分の所得税額)
	❶－❷の差額分　追加申告納税

(2)基準所得金額の範囲

基準所得金額は、**申告不要制度を適用しないで計算**した合計所得金額をいいます。

基準所得金額とは？	
含まれる所　得	株式譲渡所得、土地建物の譲渡所得、配当所得、給与・不動産所得、その他の各種所得の合計額(一定の特別控除後の金額)
除かれる所　得	NISA制度及びスタートアップへの再投資に係る非課税措置における非課税金額

〈背 景〉1億円の壁問題

高所得者層において所得に占める**分離課税等**(株式・不動産の譲渡所得等)**の割合**が高いことにより、所得税負担率が低下する傾向がみられます。

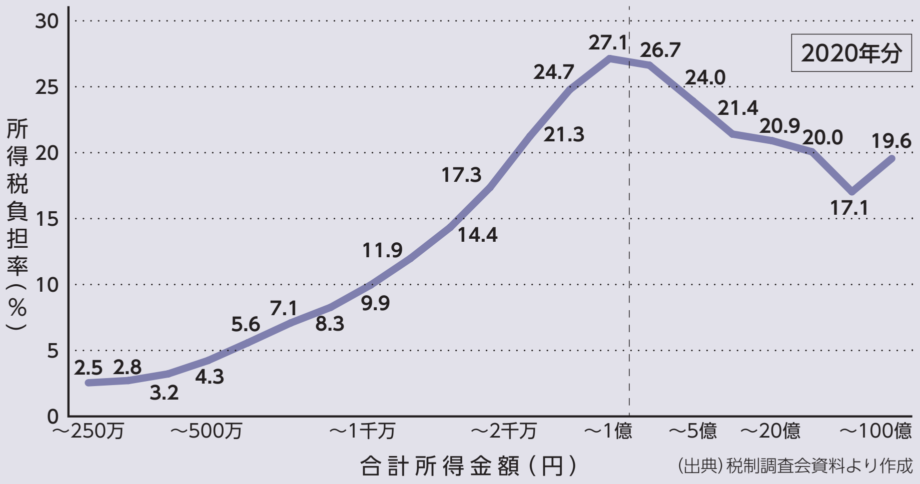

(出典)税制調査会資料より作成

〈具体例〉給与収入2,000万円と分離課税所得50億円までの所得税負担率の推移

分離課税所得が**約10億円超**から追加の税負担が必要となります。

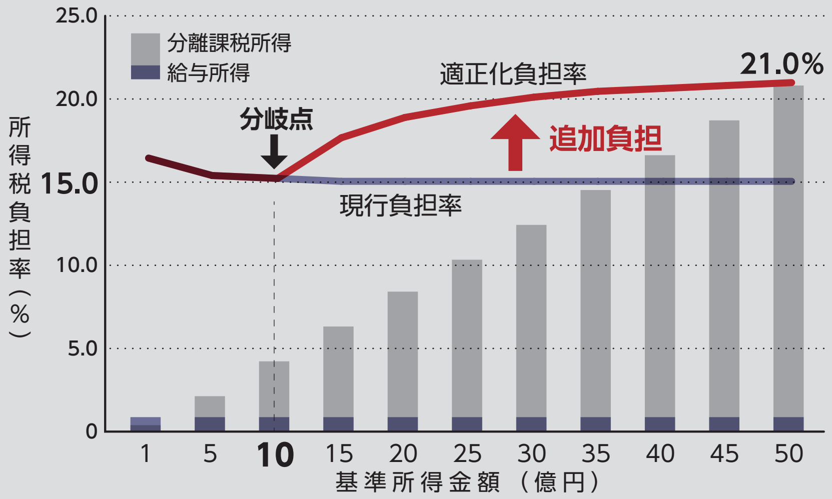

適用時期	**2025年分の所得税から適用されます。**

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

2025改正 物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

パートやアルバイト従業員の就業調整の一因と言われていた、いわゆる103万円の壁を引き上げる方向で協議が開始されました。

103万円の壁とは？

所得税では、給与所得者の場合、給与所得控除の最低保障額と基礎控除によって、103万円以下の給与収入には所得税が課されません。

改正前の問題点

・これらの控除は定額のため、インフレ局面では実質的に税負担が増えることになる。
・就業調整の一因となり、人材不足に拍車をかけているとの指摘があった。

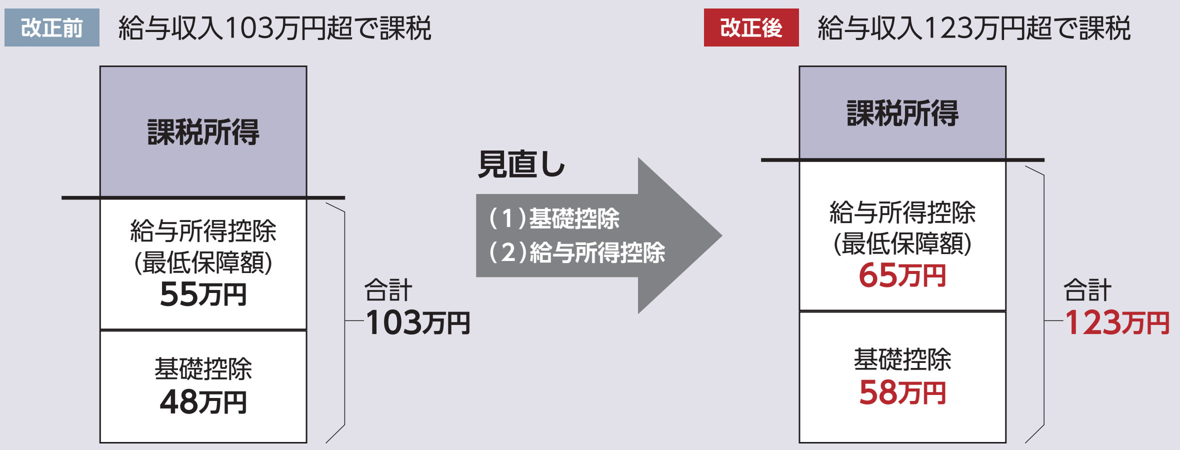

(1)基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下である個人について、所得税の基礎控除の額が引き上げられます。

控除額の引上げ

合計所得金額	控除額	
	所得税	住民税
～2,350万円以下	改正前 48万円 → 改正後 58万円	43万円
2,350万円超～2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超～	0円	0円

(2)給与所得控除の見直し

給与所得控除について、所得税および住民税の最低保障額が引き上げられます。

最低保障額の引上げ

	改正前	改正後
所得税	55万円	65万円
住民税	55万円	65万円

適用時期 2025年分以後の所得税および2026年分以後の個人住民税について適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

2025 改正

物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

大学生年代の子の扶養控除

居住者に大学生年代の扶養親族（特定扶養親族）がいる場合には、特定扶養親族一人につき63万円の扶養控除が適用されます。

改正前の問題点

- 子の給与収入が103万円を超えると、親は扶養控除の適用が受けられなくなる。
- アルバイト等の就業調整の一因になっているとの指摘があった。

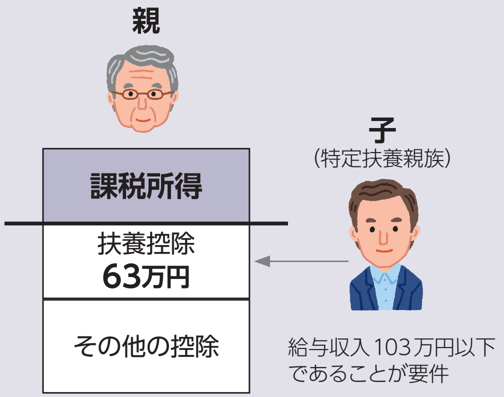

関連する見直し項目

（1）から（3）の改正に伴い、下記の項目の所得要件も見直されます。

	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下

(3) 特定親族特別控除（仮称）の創設

19歳から22歳までの親族等（大学生年代）について、既存の扶養控除（特定扶養親族）の他に、特定親族特別控除（仮称）が創設されます。

扶養控除および特定親族特別控除の所得要件と控除額

	親族等の合計所得金額	所得税の控除額 改正前	所得税の控除額 改正後	住民税の控除額 改正前	住民税の控除額 改正後
扶養控除（特定扶養親族）	58万円以下	63万円	63万円	45万円	45万円
特定親族特別控除（仮　称）	58万円超　85万円以下	—	63万円	—	45万円
	85万円超　90万円以下		61万円		
	90万円超　95万円以下		51万円		
	95万円超　100万円以下		41万円		41万円
	100万円超　105万円以下		31万円		31万円
	105万円超　110万円以下		21万円		21万円
	110万円超　115万円以下		11万円		11万円
	115万円超　120万円以下		6万円		6万円
	120万円超　123万円以下		3万円		3万円

ポイント1
子の合計所得金額が85万円（給与収入150万円相当）までの場合は、その親が63万円の控除を受けられます。

ポイント2
子の合計所得金額が85万円を超えた場合は、控除額が段階的に逓減していきます。

適用時期 2025年分以後の所得税および2026年分以後の個人住民税について適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

NISA制度の利便性向上等

若年期から高齢期に至るまで長期･積立･分散投資による継続的な資産形成を行えるよう2024年からNISA制度が刷新されています。2025年度税制改正においては、利便性向上等のための措置が講じられます。

新制度のポイント

point 1 口座開設が**いつでも可能**、非課税保有期間は**無期限**

point 2 つみたて投資枠(年間)は旧制度の**3倍**！成長投資枠(年間)は一般NISAの**2倍**！
つみたて投資枠と成長投資枠は**併用可能**

point 3 生涯非課税限度額は簿価残高方式で管理し、
売却した場合には翌年以降、**枠の再利用が可能**

point 4 旧制度での新たな投資は2023年までだが、
投資済みの金融商品は旧制度で保有できる

2025 改正

(1)金融機関変更時の即日買付

金融機関を変更した場合には、申込みをしてから買付が可能となるまで1～2週間かかっていました。改正後は**即日での買付が可能**となります。

(2)最低取引単位の引き上げ

つみたて投資枠の最低取引金額が現行1口1,000円以下から**1口1万円以下**に引き上げられます。利用者はより多様な商品から投資対象を選択することができるようになります。

	旧制度(～2023年)		並存 新制度(2024年～)	
口座開設期間	つみたて	旧制度で新規口座開設は2023年で終了 非課税保有期間が満了するまでは、 旧制度で保有できる	つみたて	いつでも開設可能
	一般		成長	
年間投資上限額	つみたて	40万円	つみたて	120万円 → 最大 360万円
	一般	120万円	成長	240万円
生涯非課税限度額	つみたて	最大 800万円	つみたて	最大 1,800万円 (うち成長投資枠　最大 1,200万円) 売却で枠の再利用可能
	一般	最大 600万円	成長	
投資対象商品	つみたて	長期積立･分散投資に適した一定の投信	つみたて	積立･分散投資に適した一定の投信
	一般	上場株式、ETF、REIT、株式投信	成長	上場株式･投信等(対象外:高レバレッジ投信等)
非課税保有期間	つみたて	最長 20年間	つみたて	無期限
	一般	最長　5年間	成長	
つみたて･一般(成長)の併用	不可		可能	

(注)原則として18歳以上(利用する年の1月1日時点)の日本居住者が対象です。

適用時期 2025年度改正項目については、適用時期未定。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

2025改正

確定拠出年金制度等の見直し

老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案した確定拠出年金の拠出限度額の引上げ等が行われます。

(1)マッチング拠出の拠出限度の要件廃止
（企業型確定拠出年金〈企業型DC〉）

加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする**要件を廃止**

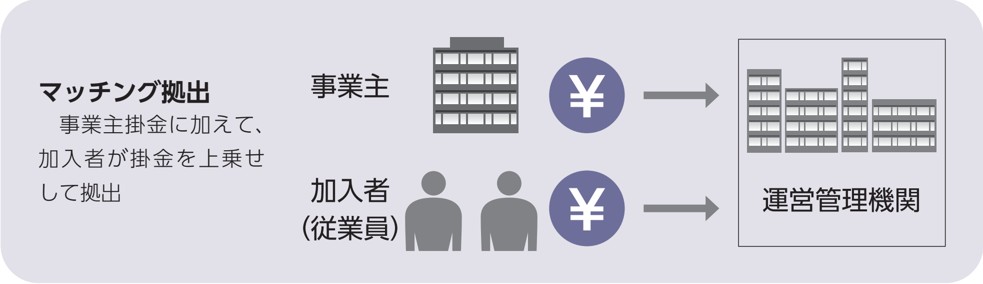

(2)加入対象者拡大
（個人型確定拠出年金〈iDeCo〉）

60歳以上70歳未満で現行のiDeCoに加入できない者のうち、以下の者を**新たに対象者に追加**

❶ 現行のiDeCoの加入者・運用指図者であった者

❷ 私的年金資産をiDeCoに移換できる者で、老齢基礎年金およびiDeCoの老齢給付金を受給していない者

（注）現行制度の加入対象者は、原則20歳以上65歳未満

(3)拠出限度額の引上げ

掛金上限（月額）

区　分			改正前		改正後
企業型DC	DB未加入者		5.5万円	+7,000円	6.2万円
	DB加入者		5.5万円−DB	+7,000円	6.2万円−DB
iDeCo	第1号被保険者（国民年金基金と合算）		6.8万円	+7,000円	7.5万円
	第2号被保険者	企業年金加入者（企業型DC・DB）	5.5万円−（企業型DC＋DB）【上限2万円】	+7,000円～42,000円	6.2万円−（企業型DC＋DB）【2万円の上限撤廃】
		企業年金未加入者	2.3万円	+39,000円	6.2万円
	第３号被保険者		2.3万円（改正なし）		

（注1）DB:確定給付企業年金　（注2）第1号:自営業者等　第2号:厚生年金保険の被保険者　第3号:専業主婦（主夫）等

(4)退職所得控除の見直し

確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の老齢一時金は、退職所得として所得税が課されます。

退職所得控除の調整規定の見直し

退職手当等の支払を受ける年の前年以前**9年内**（**改正前:4年内**）に老齢一時金の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となります。

適用時期
(1)から(3)の**確定拠出年金法等の改正後**も、現行の税制上の措置が適用されます。
(4)については、**2026年1月1日以後**に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職金等について適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

法人税率　税率構造

法人の実効税率(2025年)

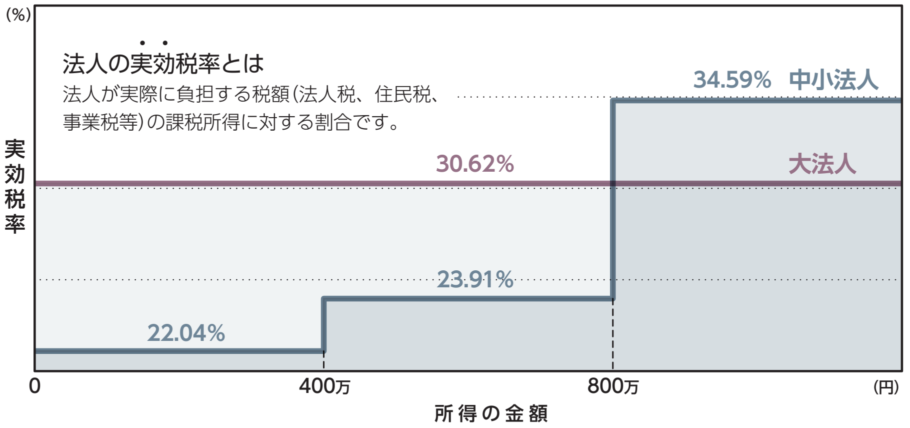

(注1)地方税の税率は、超過税率(東京都)を前提としています。
(注2)大法人は資本金が1億円超の外形標準課税対象法人として計算しています。
(注3)中小法人は資本金が1億円以下、かつ、所得の金額が10億円以下を前提にしています。
(注4)中小法人は外形標準課税対象外法人として計算しています。

2025 改正

(1)防衛特別法人税(仮称)の創設

防衛力強化に係る安定的な財源確保のため、防衛特別法人税(仮称)が創設されます。中小の法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税から年500万円(所得ベースで約2,400万円)が控除されます。

税額の計算式

(基準法人税額(※1) － 基礎控除額 年500万円(※2)) × 4% － 税額控除(※3)

(※1)下記制度の適用前の税額
- 所得税額の控除
- 外国税額の控除
- 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除　他

(※2)グループ通算法人の場合には、年500万円を各通算法人で按分

(※3)下記の税額控除を適用
- 外国税額の控除
- 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除　他

2025 改正

(2)中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しが行われたうえ、適用期限が**2年延長**されます。

区　分				改正前	改正後
中小法人(資本金1億円以下の法人)	年800万円以下の所得の金額	下記以外の法人	下記以外の事業年度	15%	15%
			改正1 **所得の金額が年10億円超の事業年度**	**15%**	**17%**
		改正2 **グループ通算法人**		**15%**	**19%**
		適用除外事業者(※4)		19%	19%
	年800万円超の所得の金額			23.2%	23.2%
大法人(資本金1億円超の法人)				23.2%	23.2%

改正1 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が15%から**17%**に引き上げられます。

改正2 軽減税率の適用対象から、**グループ通算制度適用法人が除外**されます。

(※4)適用除外事業者
その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均金額(年換算後)が15億円を超える法人等をいいます。

適用時期	
	(1)については、**2026年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されます。 (2)については、**2025年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

2025 改正

中小企業経営強化税制の拡充・延長

制度の概要

中小企業が生産性や収益性などを向上させる対象設備の取得等をした場合に、即時償却または取得価額の7%の税額控除(資本金が3,000万円以下の中小企業は10%)が選択適用できる制度です。

本制度の適用を受けるためには、①生産性向上設備(A類型)、②収益力強化設備(B類型)、③デジタル化設備(C類型)または④経営資源集約化設備(D類型)を導入して実施する経営力向上計画の認定を受けることが必要になります。

〈対象設備と取得価額〉

- 機械装置　　(160万円以上)
- 工具器具備品(30万円以上)
- 建物附属設備(60万円以上)
- ソフトウェア(70万円以上)

(1)各類型の設備要件

類　型	改正前	改正後
生産性向上設備(A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	生産性の指標見直し(単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか)
収益力強化設備(B類型)	投資利益率が年平均**5%以上**の投資計画に係る設備	投資利益率が年平均**7%以上**の投資計画に係る設備
デジタル化設備(C類型)	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	廃　止
経営資源集約化設備(D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	同左(改正なし)

(2)経営規模拡大設備〈B類型の拡充〉

売上高100億企業の創出を促進するため、B類型の拡充措置が創設されます。

①主な適用要件

- 投資利益率が年平均7%以上を見込む
- 売上高100億円超を目指すロードマップの作成
- 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- 前年度売上高10億円超90億円未満
- 最低投資額1億円または前年度売上高の5%以上の設備投資　等

②対象設備と取得価額

- 機械装置　(160万円以上)
- 工具器具備品　(30万円以上)
- **建物およびその附属設備(1,000万円以上)**
- ソフトウェア　(70万円以上)

③特別償却と税額控除

		特別償却	または　税額控除(法人税額の20%が上限)
原　則(資本金3,000万円以下の中小企業)		取得価額の全額	取得価額の7%(10%)
建物および附属設備	給与増加割合 2.5%未満	適用不可	適用不可
	給与増加割合 2.5%以上	取得価額の15%	取得価額の1%
	給与増加割合 5.0%以上	取得価額の25%	取得価額の2%

(注)拡充措置の対象となる取得価額の合計額は、60億円を限度。

適用期限　**上記(1)、(2)は関係法令の改正を前提に、2027年3月31日まで2年間延長されます。**

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

外形標準課税の見直し

外形標準課税とは？

地方税収の安定化、税負担の公平性の確保等を趣旨として、2004年度に期末資本金が1億円超の大法人を対象に導入された、法人事業税の課税方法です。所得割(所得への課税)、付加価値割(付加価値額への課税)、資本割(資本金等の額への課税)の合計額が課税額となることから、所得がない赤字の事業年度であっても課税額が生じることになります。

法人事業税の課税標準の違い

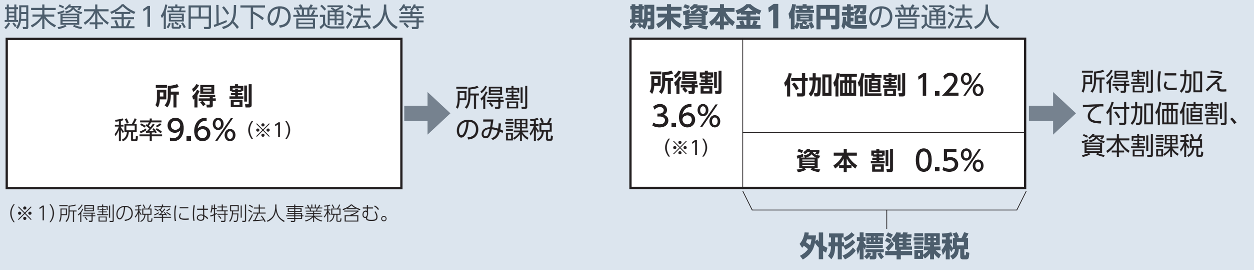

(※1)所得割の税率には特別法人事業税含む。

資本金１億円以下への減資等の要因により、対象法人数は導入時から大きく減少しています。上記の制度趣旨を踏まえ、外形標準課税の対象法人について見直しが行われました。

(1)減資への対応

外形標準課税の基準について、現行基準は維持しつつ、補充的な基準が追加されます。

改正後の判定

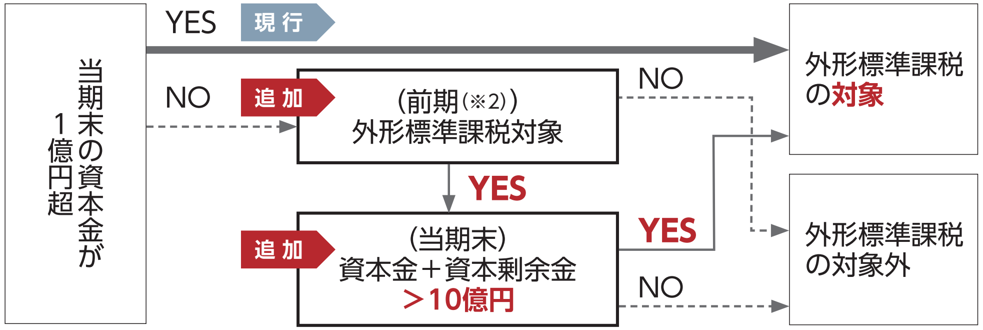

(※2)施行日以後最初に開始する事業年度の場合(「駆け込み」減資に対する措置)
施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が１億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)【公布日:2024年３月30日】。

(2)100%子法人等への対応

一定規模以上の親法人等の100%子法人等に対して、資本金と資本剰余金の合計額２億円超(※3)の判定が追加されます。

子法人の判定

(※3)公布日以後に子法人等から親法人等に対して、資本剰余金から配当を行った場合は、当該配当を加算した金額。
(※4)100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を含む。
(※5)施行日から２年以内に開始する事業年度については、経過措置あり。

適用時期	
	(1)については、**2025年４月１日に施行し、同日以後に開始する事業年度**から適用されます。 (2)については、**2026年４月１日に施行し、同日以後に開始する事業年度**から適用されます。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

その他の改正項目

項　目	内　容　・　適　用　時　期　等
2025改正 エンジェル税制の拡充〔所得税・個人住民税〕	【見直し内容】 再投資期間の要件について、株式譲渡益が発生した翌年末まで延長 【適用時期】 2026年1月1日以降の再投資に係る株式の取得
2025改正 ストックオプション税制の適正化〔所得税・個人住民税〕	【見直し内容】 受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなす 【適用時期】 適用時期未定
2025改正 小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除又は地震保険料控除の添付書類の見直し〔所得税・個人住民税〕	【見直し内容】 控除証明書の添付又は提示に代えて、当該控除証明書の記載事項を記載した明細書を確定申告書の提出の際に添付できることとする 【適用時期】 2026年分以後の確定申告書を2027年1月1日以後に提出する場合について適用
2025改正 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長	【適用期限】 2027年3月31日（2年延長）
2025改正 認定医療法人の医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の収入要件の見直し	【見直し内容】 収入要件判定の算定において、社会保険診療等収入、医療保険収入、医療診療収入に補助金収入を含むこととする 【適用時期】 適用時期未定（関係法令の改正次第）
2025改正 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の見直し・延長	【見直し内容】 マンション管理組合が所定の手続きを行った場合には、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなくても減額措置を適用することができる 【適用期限】 2027年3月31日（2年延長）
2025改正 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の延長	【適用期限】 2027年3月31日（2年延長）
2025改正 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の見直し・延長	【見直し内容】 特定増築等に着手するまでの期間を不動産取得後3年以内（現行：2年以内）、取得する建築物の築年数要件を新築の日から15年（現行：10年）を経過したこととする 【適用期限】 2027年3月31日（2年延長）
2025改正 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の見直し・延長	【見直し内容】 特定増築等に着手するまでの期間を不動産取得後3年以内（現行：2年以内）、取得する建築物の築年数要件を新築の日から15年（現行：10年）を経過したこととする 【適用期限】 2027年3月31日（2年延長）
2025改正 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長	【適用期限】 2025年8月31日（5ヶ月延長）
2025改正 外国子会社合算税制の見直し〔法人税・所得税〕	【見直し内容】 内国法人が外国関係会社の所得を合算する時期をその外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月（現行：2月）を経過する日を含むその内国法人の事業年度とする（居住者においても同様） 【適用時期】 内国法人の2025年4月1日以降に開始する事業年度から適用

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

今後検討が想定される主な項目

これまでの税制改正大綱により取り上げられたその他の検討事項

- 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2027年度において、1兆円強を確保する。所得税については、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する。
- 今後の法人税については、これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が**国内設備投資**や**賃上げ**に積極的に取り組むよう、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリある法人税体系を構築していく。
- **年金課税**については、各種年金制度間のバランス、貯蓄･投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、公的年金等控除の見直しの考え方等も踏まえつつ、拠出･運用･給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。
- **暗号資産取引に係る課税**については、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、その見直しを検討する。
- **新築住宅に係る固定資産税**の税額の減額措置については、住生活の安定の確保及び向上の促進に向け、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。
- 現行の事業用及び貸付事業用の**小規模宅地等の特例**について、相続後短期間で資産売却が可能であることを踏まえ、制度の濫用を防止する観点から引き続き検討する。

会計検査院 決算検査報告(2023年度分)

会計検査院の決算検査報告(2023年度分)において、財産評価基本通達に定められている「取引相場のない株式の評価」に関する項目が取り上げられました。会計検査院の報告が税制改正の契機となった例は少なくないことから、今後の税制改正の動向を注視する必要があります。

会計検査院の所見概要

(1)原則的評価方式

類似業種比準方式及び併用方式による評価額が純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定される傾向がある。各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じており、申告評価額は、評価会社の規模が大きい区分ほど純資産価額に比べて低くなる状況となっていた。

異なる規模区分の株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない。

(2)配当還元方式

評価通達制定当時(1964年)の金利等を参考にするなどして還元率が設定されているが、その後、金利の水準が長期的に低下する中で約60年の間、見直されていない。社会経済の変化を考慮する必要がある。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

相続対策と資産運用の視点から 個人資産家の対応は？

1. 次世代(後継者)を含めたファミリー内で話し合い、中長期的な財産運用･承継プランを立案して実行する。
2. 経済環境の大きな変化を的確にとらえ、ポートフォリオの再構築を行い、可処分所得ベースでの手残り増加を目指す。
3. 資産管理会社の活用など、多角的な視点からキャッシュフロー改善の検討を行う。また、将来、租税負担が増加することを想定して納税プランの準備をする。
4. まさかの事態や争続リスクに対する準備を、専門家集団を交えて整えておく。
5. 多過ぎる不確かな情報に惑わされることなく、正しい知識に基づいた適切な選択肢を確保し、次世代への財産承継を確かなものにする。

事業承継を検討していくにあたり オーナー経営者に必要となる考え方とは？

1. 事業承継を後押しする制度をすべて並べたうえで、自社の事業承継の方針を検討し、最適な資本政策を立案する。
2. 自社の事業を成長させることのできる後継者を選定する。
3. 経営を安定化させる株主構成を構築し、一族株主で会社を支えられるような仕組みを整える。
4. 事業承継のプランを策定し、大きな税制改正にも即座に対応できるように備えておく。
5. 時代にあった資産運用を行い、きたる経済環境の変化に備えて資産を保全する。

○本資料の著作権は当社に帰属します。本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
○当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的であるか間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。

【免責事項について】

・本資料の一部又は全部について、複製、譲渡、転載、配布又は開示することは、固く禁止させていただきます。
・当社は、本資料に掲載されている情報の利用から生じる損害が直接的又は間接的であるかに関わらず、いかなる責任も負いません。
・本資料に記載されている情報のうち、一定の仮定を設けて実施した各種の査定及び試算については、当社はその妥当性を保証するものではありません。
・本資料記載内容は、税制改正大綱等を概括したものです。個別具体的な事例に対する適用については税理士又は税務署等にご相談下さい。
・本資料に記載された事項は、本資料作成日時点における情報に基づくものであり、本資料に記載された事項に変更、訂正、又は修正があった場合でも、当社が本資料を変更、訂正、又は修正を行うものではありません。
・本資料に記載されている情報は、当社が信頼できると考える情報源に基づいていますが、当社がそれらの情報が正確、妥当又は完全であることを保証するものではなく、当社の独自の検証又は確認を行っておらず、またこれを行う義務を負担しておりません。

青山財産ネットワークス グループ

株式会社 青山財産インベストメンツ

株式会社 青山綜合エステート

Aoyama Zaisan Networks 青山財産ネットワークスグループ 株式会社 日本資産総研

Aoyama Zaisan Networks Group 株式会社 青山財産ネットワークス九州 Aoyama Zaisan Networks Kyushu Company,Limited

Aoyama Financial Service
株式会社 青山フィナンシャルサービス
Aoyama Financial Service Company,Limited

AFOS Aoyama Family Office Service
株式会社 青山ファミリーオフィスサービス

監修

青山合同税理士法人
Aoyamagodo Tax Corporation

Aoyama Zaisan Networks
株式会社 青山財産ネットワークス
Aoyama Zaisan Networks Company,Limited

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目4番14号 青山タワープレイス3階 TEL.03-6439-5800(代表) FAX.03-6439-5850 https://www.azn.co.jp/

2501029